

## 第62回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会議事概要

### 1 日時

平成31年2月1日(金) 午後2時~午後4時

### 2 場所

埼玉教育会館 104会議室

### 3 出席委員

青木委員、桑野委員、猪木委員、及川委員、長岡委員、宮本委員

### 4 審議事項及び結果

#### (1) 総簡加) 17 越谷合同庁舎エコオフィス化空調設備改修工事(都市整備部設備課)

【一般競争入札(総合評価)】

##### (質疑応答)

- 当該業者について、技術評価点は低いが、価格との総合評価で上回ったため落札者となったが、この結果について問題はなかったか。

請負者は高成績で工事を完成させており、品質的にも問題なかった。

- 技術評価点と価格評価点の配分が、15対85であるが、この配分に問題ないか。50対50位でないと、技術力が評価されないのではないか。

総合評価のガイドラインに基づき配点を決め、埼玉県総合評価小委員会に諮り了承を得た結果である。配分は個々の工事案件によって異なるが、今までの実績では多くても技術評価点は20点程度である。当案件は結果的に入札価格が低い業者が落札しているが、入札価格が高くても技術評価が高評価であるため落札している案件もある。

##### (結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

#### (2) 橋りょう修繕工事(関宿橋高架橋橋面補修工)(県土整備部杉戸県土整備事務所)

【一般競争入札(価格競争)】

##### (質疑応答)

この工事は舗装がメインであると思うが、舗装厚を5cmから10cmへ変更している。変更契約で対応できたのか。

事前調査を実施した結果、既設舗装厚が10cmであったため、撤去数量を変更契約した。新たに舗設したものは当初設計どおり厚さ5cmで施工している。

資料などで事前に把握できないのか。何らか記録等はないのか。

記録はあるが、当該橋りょうは、修繕履歴の記録がなかったため把握できなかった。

この橋梁は今までに修繕していないのか。

これまで、今回のような修繕はしていない。

今回の工事の中には伸縮継手装置の交換とあるが、様式3号の施工前写真では伸縮装置が確認できないが。

修繕前に設置されていたものは埋設型であり、表面上で目視確認はできないため、写っていない。今回は埋設型ではなく、施工後写真にあるように表面上に設置する製品を使用している。

入札結果では2者が辞退しているが、どのような理由か。

入札参加の申し込みをした後、仕様書の精査や工事費の算出などを行い、最終的に入札するかどうかを判断していると推測される。

発注標準額によるランクA・Bから④・Aにあげているのはなぜか。

現道上での補修工事であり、十分な安全管理が必要となるためランクアップを図った。

工事成績において80点以上を求めている。先ほどの案件(審議案件1)では65点であったがなぜ80点なのか。また、土木の成績平均はどの程度なのか。

埼玉県では技術力に優れた県内企業の育成を目的とし「一定の技術力を持つ企業を限定とする建設工事の一般競争入札の試行」を平成24年度から実施している。これは、頑張っている企業に対して設けている制度のため、工事成績80点を求めている。近年の建設工事の平均点は80点前後である。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

### (3) 北部流域処理場2系水処理電気設備改築工事(下水道局荒川左岸北部下水道事務所)

【随意契約2号】

(質疑応答)

低圧盤とは。

家庭用の分電盤のようなものでポンプや掻き寄せ機に電源を供給し、電気的な保護をする装置である。

特定者しか施工できない部分とそれ以外の工事を分離することはできないか。

特定者しか施工できない部分は監視制御装置のプログラムの改造である。それ以外の部分でも、この監視制御装置との接続は、特定者以外のものが施工することが困難であり、分離しても他者が参入する可能性が極めて低いと考えられる。

同時に発注した機械工事は複数の応札者があったのか

複数の応札者があった。

他のポンプ場なども同様な状況か。

他のポンプ場でも監視制御装置を用いて中央監視室にて一元管理を行っている。このため、改築に際しては同様に既存の1者になる可能性が高い。中継ポンプ場では別の監視システムが稼働しているが、同様に既存の1者になる可能性が高い。

入札参加意思確認型入札は試行ということだが、どのように評価しているか。

随意契約の透明性の向上と説明責任の観点から評価できるのではないか。課題として、入札契約手続に時間を要することがある。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

(4) 055 街路整備工事(吉川橋仮棧橋工)(県土整備部越谷県土整備事務所)

【随意契約6号】

(質疑応答)

出水期に工事が出来ないのは、法律で決まっていることなのか。

河川管理者である国からの条件である。

変更契約ではなく、随意契約として別途発注にしたのはなぜか。

今回の工事は新たな工事であり、その工事費用も高額であることなどから別工事と判断した。なお、予定価格の算出にあたっては、競争性がないため過大とならないように検討し設定している。

旧橋の基礎であるコンクリートの塊は、発注時点ではわからないものなのか。

現在架け換えを行っている橋は4代目の橋となるが、過去の橋はかなり以前に架け換えたものであり、発注時点で把握していた状況とは違っていた。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

5 その他

前回の第61回委員会における「営業成績を考慮することは、今後、内部で検討していただきたい。」という御意見に対して、事務局から、指名選定において営業実績で指名することはなかった旨を説明した。